

監査の結果をお知らせいたします。

法令及び年間監査計画に基づき、監査を行いましたので結果をお知らせいたします。

◆監査委員

八 幡 伸 弥 菊 地 英 雄

◆定例監査

○地方自治法第199条第4項および高畠町監査委員条例第3条第1項の規定に基づく監査

○対象：高畠町総合交流プラザ（所管課：社会教育課）

○監査の期間

令和7年5月1日から令和7年6月20日まで

○監査の手續

監査の対象となった施設に関する事務の執行及び事業の状況について、現地視察を行い関係書類等に基づいて質問、確認、その他通常実施すべき監査手続きを実施いたしました。

○監査の結果

おおむね適正に行われていると認めた。

○監査意見

高畠町総合交流プラザは高畠地区公民館と町民活動支援センターを合わせた施設として、平成19年4月に開設した。

令和5年には、施設内に病児保育施設「まほろん」が開設されるなど、子どもから高齢者まで様々な方たちが利用する施設である。

開設から17年が経過し、建物の経年劣化に加え毎年設備の不調があり、修繕や設備更新が必要となってきたが、都度適切に修繕を行っていた

今後も不具合箇所を早期発見し、修繕、改修等を行うことで、町民が安全に利用できるよう管理運営に努めてほしいものである。